審查請求書

年 月 日

県知事 殿

審査請求人

県 市 区 町 番 号

甲 某 歳(注・年齢が法定記載事項です)

上記審查請求人代理人

住所

乙某

住所

丙司法書士事務所

丙 某

生活保護法による生活保護費返還決定処分に不服があるので次のとおり審査請求を行う。

1、審査請求に係る処分

年 月 日付で 市 福祉事務所長が審査請求人に対して行った、 生活保護費返還額決定の処分

2、審査請求に係る処分があったことを知った日

年 月 日

- 3、処分庁の教示の有無及びその内容 有。別紙「生活保護費返還通知書」に記載のとおり。
- 4、審査請求の趣旨及び理由 別紙目録に記載のとおり

目録

第1 審査請求の趣旨

市 福祉事務所長が審査請求人に対して行った生活保護費返還決定処分を取り消すとの裁決を求める

第2 審査請求の理由

「経緯]

審査請求人は 年 月に生活保護が開始され、同年 月まで合計 万田生活保護費の支給を受けた。

審査請求人は生活保護を受ける以前消費者金融から借金をしており、その債務整理を司法書士に依頼していた。債務整理の過程で、 年 月 日消費者金融 2 社から、合計 万 円不当利得の返還を受けた。審査請求人は、 月日この収入について 福祉事務所に報告した。

月 日、「 年度法63条返還金」を内容とする金 万 円の「納入通知書兼領収証書(納付書・払込書)」のみ 福祉事務所において渡された。 その際、返還金納付後、領収書を持ってくるよう指示され、それと引き換えに生活 保護費返還通知書等書類を渡すと言われた。

月 日、審査請求人は 福祉事務所に赴いて、 月 日付「生活保護法第63条の適用について」と題する通知書(号)、同日付「生活保護費返還通知書」(号)及び平成 年 月 日付「保護廃止決定通知書」(号)を受け取った。

生活保護費返還通知書は、消費者金融2社から不当利得をした金、 万 円 の返還があったことを理由として、生活保護法第63条により、保護開始日 年 月 日から 年 月分までの保護費の合計62万 円の返還を求める内容であった。

「違法性ないし不当性 1

(1)過払い金返還請求権は「資力」に該当しない

そもそも本件のような事案において生活保護法第63条(以下「法63条」という。)を適用すること自体失当である。

法63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。すなわち生活保護が、被保護者が「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」として行われるとの規定にもかかわらず、「急迫

した自由がある場合」には「必要な保護を行うことを妨げるものではない」旨を定めていることに対応し、「資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする」規定が法63条なのである。

したがって、本件においては、そもそも消費者金融会社に対する制限超過利息の不当利得返還請求権が、保護開始時において活用すべき資産に該当するのかどうかについて検討する必要がある。「資産」については「土地、家屋を始め貨幣、債権、無体財産等プラスの財産の総称」であるとされ(「生活保護法の解釈と運用」)、「その利用し得る」という要件については「資産についていえば、現実に使用、収益、処分の機能を持っていること」とされている(同書)。「債権」について一般的に「資産」に該当することは否定されていないものの、本件で問題となっている制限超過利息についての不当利得返還請求権については、貸主・借主間にたとえ事実関係に争いがない場合においても、その事実関係についての法律上の評価の相違によって債権債務関係が確定するものであって、判決の確定もしくは最終和解の成立のときまでその存否すら確定していないものである。この点のみを考えても、本件において消費者金融会社に対する不当利得返還請求権を、安易に法63条にいわゆる「資力」と認定した処分庁の決定には疑念があるといわざるをえない。

(2)返還額決定の違法性・不当性について

またかりに本件において法63条を適用すること自体は失当でないとしても、その返還額の決定にあたっては、以下の点を考慮しなければならない。

資力として客観的に確実性を有するに至る時期

「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について」と題された昭和47年12月5日付 社保第196号 厚生省社会局保護課長通知によれば、第三者加害行為による損害賠償請求権について「返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として」定めることとされ、客観的に確実性を有するにいたったと判断される時点とは、公害による損害賠償請求権につき最終判決または和解の時点、自動車事故の場合は自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることが確実なため、事故発生時点、とされている。

かりに本事案における不当利得返還請求権を法63条にいわゆる「資力」であると考えても、上記の取り扱いに準じて考えれば、「返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するにいたったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として」定めるべきものであり、具体的にいえば相手方が民間の金融業者であることを考えれば確実性を有するに至ったというのは現実に被保護者が送金を受けた時点とされるべきであり、または少なくとも「最終判決または和解の時点」とされるべきものである。この点で、保護開始時からの保護費全額を標準としてなされた本件返還決定には重大な誤りがあるといわなければならない。

控除額の検討

また、法63条の返還額の決定に当たっては、実施機関に裁量が認められている法の趣旨(「全額を返還させることが不可能、あるいは不適当である場合もあろうから、額の決定を被保護者の状況を知悉しうる保護の実施機関の裁量に任せたものである。」生活保護の解釈と運用650ページ)からして、被保護者の自立助長を考慮した制度運用が求められる。「別冊問答集」問450には、自立更生のための返還額の一部返還免除の項目が詳しく列挙されているなど、返還額の決定にあたって運用実務上控除可能なものは広範囲に及んでおり、実施機関にはその点について十分に検討するために被保護者からの十分な聞き取り調査とともに、返還額から控除できるものについての情報提供や助言を行うことが不可欠なのである。にもかかわらず、本件において実施機関が審査請求人に対してかかる事情聴取や情報提供を十分に行ったという事実は存在しない。

生活の弾力性に乏しい保護世帯にとって、まとまった金員が入ることは生活改善や自立にとって好機となるのであって、例えば、生活に必要な耐久消費財の購入に要する費用、自立のための技能習得に要する費用などは「自立更生のためやむを得ない用途に当てられたもの」として検討を要するはずである。また、本件不当利得の返還は、司法書士に依頼して実現しているものであるから、少なくとも常識的に考えて司法書士に支払うべき費用が発生しているのである。そのことを処分庁も認識しているのであるから、その費用分を控除して返還額を決定すべきである。しかしこれらについて必要な検討がなされているとはいえない。

(3)行政手続き上の瑕疵

さらに本件生活保護費返還決定に際して処分庁たる××市××福祉事務所長が審査請求人に対して発した「生活保護費返還通知書」の記載内容についても、法の要請する記載内容を満たしているといえるものではない。

行政手続法第14条第1項は「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」旨を定めている。そしてその理由付記の程度については、厚生労働省が「具体的には、処分の性質や処分の根拠法令の趣旨及び目的に照らして判断することとなるが、上記の理由付記の目的からすると、単に根拠規定を示すのみでは理由の付記としては不十分であり、どのような事実に基づいてどのような法的理由(処分の要件)により当該処分が行われたか相手方において十分認識しうる程度に示すことが必要」(平成14年3月6日生活保護関係全国係長会議資料)としているのである。

本件処分にあたって審査請求人に対して発せられた「通知書」の記載を見ると「納付理由」として「消費者金融2社より、不当利得をした金、万円の返還があったため、保護開始平成年月日より平成年月分までの保護費の合計 万円を返還してもらいます。」と記載され、「納付金額」として「¥(対象金額¥)と記載されているのみで

ある。

これでは、対象金額「¥」 」に対して、どのような根拠をもって、そしていかなる検討を加えて納付金額「¥」 」とされているのか、不明である。まず、前述(2) のとおり、本件のような債権を法63条適用の対象とするのであれば、それが資産として客観的に確実性を有するにいたった時点を特定しなければ返還額の決定をなしえないのであり、これがいつかということが返還額決定の根拠のひとつなるのであるが、この点について全く記載が無い。また、返還額の決定に当たっては前述(2) のとおり、必要経費・控除可能額の控除の検討がなされなければならないが、この点についていくら控除したのか、あるいは全く控除しなかったのか、記載されていない。

理由付記の目的は、「処分庁の判断の慎重・合理性を担保し、その恣意を抑制すること及び処分の相手方にその理由を知らせ、争訟提起の便宜を与えることを目的とする」(同資料)ことにあるのだから、少なくとも本件のように数額の決定を伴う不利益処分の場合には、最低限、数額の決定根拠を示さなければ「相手方において十分認識しうる程度に」理由を示したことにはならないとされるべきである。

また、本件においては、審査請求人は、 月 日に「 年度法63条返還金」を内容とする金 万 円の「納入通知書兼領収証書(納付書・払込書)」のみ 福祉事務所において渡され、その際、返還金納付後、領収書を持ってくるよう指示され、それと引き換えに生活保護費返還通知書等書類を渡すと言われたという事実経過が存在する。行政手続法第14条1項但書きに定められているような「差し迫った必要」も本件には認められないのであるから、「同時に」とされている不利益処分の理由呈示義務違反が認められる。

従って、本件処分には行政手続き上の瑕疵が存在し、「それだけで取消を免れない」(同資料)ものといわざるを得ない。

(4)以上、本件処分の違法性・不当性は明らかであるから、審査請求人は本件生活保護費返還決定を取り消す、との裁決を求めるものである。

添付書類

1 審査請求書副本 1通

2 「生活保護費返還通知書」写し 1通

3 審查請求委仟状 各 1 通